

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間 及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の改正

1. 基本的な考え方

- 東日本大震災により市町村が要介護認定等の更新に係る事務を行うことが困難となっている状況が継続していることから、被災市町村からの要望も踏まえ、要介護認定等に係る有効期間を延長し、市町村の事務負担を軽減する。

2. 具体的内容

- 平成25年3月31日までの措置となっている要介護認定等の有効期間を12月間までの範囲内で市町村が定める期間延長可能とする特例省令(※)について、平成25年9月30日まで適用期間を延長する。

※東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令

3. 対象

- 被災市町村(下記の10市町村に限る。)が行う介護保険の被保険者であって、平成25年9月30日までに要介護認定等の有効期間が満了する被保険者。

対象市町村(10)

岩手県(1):大槌町

福島県(9):南相馬市、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

4. 施行日

- 平成25年3月下旬(公布日施行)